

下妻市市有車売却入札要領

（趣旨）

第1条 本要領は、市有財産（車両）の売却に係る入札及び契約に関し、法令その他の定めのほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札希望者の責務）

第2条 市有車の売却入札を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、この要領、市有車売却公告、物品売買契約書（案）および関係書類の内容に十分留意し、現車等を確認したうえで入札しなければならない。

（現況と関係書類の数量等の優先順位）

第3条 市有車の現況と関係書類の内容並びに数量等が相違した場合は、現況を優先して市有車を売り渡すものとする。

2 前項の規定により現況と書類内容が相違した場合において、入札希望者は、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。

（使用言語及び通貨）

第4条 入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

（入札参加）

第5条 入札希望者は、入札参加申込書（様式第1号）および入札参加資格調査同意書兼誓約書（様式第2号）を、所定の期限までに市長に提出しなければならない。

（委任状）

第6条 入札者が代理人を立てて入札する場合は、委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

（入札の方法）

第7条 入札は、入札書（様式第4号）を封書に封入し、申込時に提出しなければならない。

（入札保証金）

第8条 入札者は、入札前に、入札金額の100分の5以上に相当する額（1円未満は切り上げ）を、別途規定の方法により納付しなければならない。

(入札書の記入方法)

第9条 入札書は、次の方法により記入するものとする。

- (1) 入札者の住所及び氏名を記入し、押印する。
- (2) 金額は算用数字を用い、「¥」記号を付して記入する。
- (3) 代理人を立てて入札する場合は、委任者（本人）の住所及び氏名、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の押印を行う。

(入札書の差し替え等の禁止)

第10条 提出された入札書について、差し替え、変更または取り消しはできない。

(入札の無効)

第11条 次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 申込書および同意書兼誓約書を提出していない。
- (2) 第8条で定める入札保証金を納付していない、または納付額が入札金額の5%に満たない。
- (3) 一人の者が複数通の入札を行った。
- (4) 本要領、公告または規則に違反した。
- (5) 入札書の記載事項が不完全、不鮮明または不明確な場合。
- (6) 下妻市契約規則（平成20年下妻市規則第9号）第2条の規定に違反した、または地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に抵触した。
- (7) 金額を訂正した入札書、もしくは金額以外の記載事項に訂正があり、訂正印がない。
- (8) 代理人が必要事項を記載せず入札した場合。
- (9) 委任状を持参しない代理人による入札。
- (10) 他者の代理人として入札した場合や、複数者の代理をした場合。
- (11) その他、本入札に関する規定に違反した場合。

(開札)

第12条 開札は、市が指定する者立会いのもとに行い、入札事務に関係のない者を立会者とする。

2. 開札に対し異議申し立ては認めない。

(再度の入札)

第13条 前条の開札結果、予定価格に達しない場合でも、再度入札は行わない。

2. 入札の取り止めについても、異議申し立てはできない。

(落札)

第14条 有効な入札書の中で、最高金額を市の予定価格以上で提示した者を落札者とする。

ただし、最高金額が複数いる場合は、抽選により決定する。

2. なお、落札者が出席していない場合も同様とする。

(非居住者の落札)

第15条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する者）が落札者となった場合、かつ、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を必要とする者の場合、当該契約は財務大臣の許可後に効力を生じる。

(入札保証金の還付等)

第16条 落札者を除き、入札終了後に所定の方法により入札保証金は還付される。ただし、利息は付されない。

2. 落札者の入札保証金は、契約保証金または売買代金に充当できる。この場合、充当申請書（様式第5号または第6号）を提出しなければならない。

(落札者の無効)

第17条 落札者が、落札決定日から起算して10日以内に契約を締結しない場合、その落札は無効となり、保証金は市に帰属する。ただし、特別な理由があると市が認めたときは、その期限を最大30日に延長できる。

(契約保証金)

第18条 落札者は、契約締結にあたり、売買代金の10%以上の契約保証金を、所定の方法により納付しなければならない。

2. 契約保証金は、売買代金に充当される。

(売買代金)

第19条 契約者は、契約保証金納付後、売買代金の残額を契約締結日から20日以内に納付しなければならない。

特別な事情により期間延長を認める場合は、最大40日まで延期できる。

2. 期限内に売買代金を支払わない場合は、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属する。

(補則)

第20条 本要領に定めのない事項については、下妻市契約規則および関係法令の規定による。

○ 下妻市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の資格審査等）

第2条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、その定めるところにより一般競争入札に参加する者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果に基づき、当該資格を有すると認められた者の名簿を作成しなければならない。

3 第1項の規定による審査により当該資格(令第167条の5の2の規定を適用する場合にあつては、更に同条の規定により定めた必要な資格)を有すると認められた者でなければ一般競争入札に参加することができない。

○ 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○外国為替及び外国貿易法（抄）

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその付属の島をいう。

2. 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

3. 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

4. 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

5. 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権がある与否とに関わらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

6. 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

○外国為替令（抄）

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第十一条 財務大臣は、法第二十一条第一項または第二項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行う事について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにしたうえで、その許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。ただし、同項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合において、当該資本取引の指定を告示により行う事とした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該資本取引の指定は、財務省及び日本銀行における揭示その他の財務省令で定める適切な方法により、行う事が出来るものとする。

3 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続きにより、財務大臣の許可を受けなければならない。